

新旧対照表

○千葉県立県民の森管理規則

新	旧
千葉県立県民の森管理規則	千葉県立県民の森管理規則
昭和四十六年七月二十一日 規則第四十七号	昭和四十六年七月二十一日 規則第四十七号
改正 昭和五三年 四月 一日規則第 昭和五五年 四月三〇日規則第 一八号 二八号	改正 昭和五三年 四月 一日規則第 昭和五五年 四月三〇日規則第 一八号 二八号
昭和六〇年 三月二九日規則第 平成 二年 三月二七日規則第 二四号 一四号	昭和六〇年 三月二九日規則第 平成 二年 三月二七日規則第 二四号 一四号
平成 七年 三月三一日規則第 平成 九年 二月二八日規則第 三四号 一六号	平成 七年 三月三一日規則第 平成 九年 二月二八日規則第 三四号 一六号
平成二一年 二月二八日規則第 平成二七年 七月二九日規則第 八九号 一五七号	平成二一年 二月二八日規則第 平成二七年 七月二九日規則第 八九号 一五七号
平成二七年 一月 四日規則第 平成二二年 三月二四日規則第 一七八号 一四号	平成二七年 一月 四日規則第 平成二二年 三月二四日規則第 一七八号 一四号
千葉県立県民の森管理規則 (趣旨)	千葉県立県民の森管理規則 (趣旨)
第一条 この規則は、千葉県立県民の森設置管理条例（昭和四十六年千葉県条例第三十三号。以下「条例」という。）第八条、第十三条、第十八条及び第二十条の規定により、千葉県立県民の森（以下「県民の森」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。	第一条 この規則は、千葉県立県民の森設置管理条例（昭和四十六年千葉県条例第三十三号。以下「条例」という。）第八条、第十三条、第十八条及び第二十条の規定により、千葉県立県民の森（以下「県民の森」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成二七年規則一五七号・一七八号・二二年一四号〕 (県民の森の施設)	一部改正〔平成二七年規則一五七号・一七八号・二二年一四号〕 (県民の森の施設)
第二条 県民の森の施設は、次の各号に掲げるとおりとする。	第二条 県民の森の施設は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 遊歩道	一 遊歩道
二 園地	二 園地
三 展示林	三 展示林
四 展示施設	四 展示施設
五 宿泊施設	五 宿泊施設
六 運動施設	六 運動施設
七 駐車場	七 駐車場
追加〔平成二七年規則一五七号〕	追加〔平成二七年規則一五七号〕

新	旧
<p>(指定管理者の指定の告示)</p> <p>第三条 知事は、条例第五条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>追加〔平成一七年規則一五七号〕</p> <p>(利用者の遵守義務)</p> <p>第四条 県民の森を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 工作物又は備品を汚損し、又は破壊しないこと。 二 木竹を伐採し、又は植物を採取し、若しくは損傷しないこと。 三 植栽その他土地の形質を変更しないこと。 四 鳥獣虫類を捕獲し、又は殺傷しないこと。 五 指定管理者の指定する場所以外の場所で野営をし、又はたき火をしないこと。 六 指定管理者の指定する場所以外の場所へ車輛等を持ち入れないこと。 七 利用した施設又は物品を原状に復すること。 八 指定管理者の指示に従うこと。 九 秩序又は風紀を乱す行為をしないこと。 <p>一部改正〔昭和六〇年規則二四号・平成一七年一五七号〕</p> <p>(利用の禁止)</p>	<p>(指定管理者の指定の告示)</p> <p>第三条 知事は、条例第五条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>追加〔平成一七年規則一五七号〕</p> <p>(利用者の遵守義務)</p> <p>第四条 県民の森を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 工作物又は備品を汚損し、又は破壊しないこと。 二 木竹を伐採し、又は植物を採取し、若しくは損傷しないこと。 三 植栽その他土地の形質を変更しないこと。 四 鳥獣虫類を捕獲し、又は殺傷しないこと。 五 指定管理者の指定する場所以外の場所で野営をし、又はたき火をしないこと。 六 指定管理者の指定する場所以外の場所へ車輛等を持ち入れないこと。 七 利用した施設又は物品を原状に復すること。 八 指定管理者の指示に従うこと。 九 秩序又は風紀を乱す行為をしないこと。 <p>一部改正〔昭和六〇年規則二四号・平成一七年一五七号〕</p> <p>(利用の禁止)</p>
<p>第五条 指定管理者は、県民の森の保全若しくは利用者の危険の防止のため必要があると認められるときは、区域を定めてその利用を禁止することができる。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により区域を定めてその利用を禁止した場合は、遅滞なく知事に報告しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成一七年規則一五七号〕</p> <p>(宿泊施設等)</p> <p>第六条 条例第八条に規定する施設（以下「宿泊施設等」という。）は、別表第一のとおりとする。</p> <p>追加〔平成一七年規則一五七号〕、一部改正〔平成一七年規則一七八号・二二年一四号〕</p> <p>(利用申込み)</p> <p>第七条 宿泊施設等の利用について指定管理者の承認を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、利用を開始しようとする日までに、千葉県立県</p>	<p>第五条 指定管理者は、県民の森の保全若しくは利用者の危険の防止のため必要があると認められるときは、区域を定めてその利用を禁止することができる。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により区域を定めてその利用を禁止した場合は、遅滞なく知事に報告しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成一七年規則一五七号〕</p> <p>(宿泊施設等)</p> <p>第六条 条例第八条に規定する施設（以下「宿泊施設等」という。）は、別表第一のとおりとする。</p> <p>追加〔平成一七年規則一五七号〕、一部改正〔平成一七年規則一七八号・二二年一四号〕</p> <p>(利用申込み)</p> <p>第七条 宿泊施設等の利用について指定管理者の承認を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、利用を開始しようとする日までに、千葉県立県</p>

新	旧
<p>民の森宿泊施設等利用申込書（別記第一号様式）により、指定管理者に申し込まなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれにより難いと指定管理者が認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の申込みは、指定管理者が知事の承認を受けて定める期間より前は、受け付けないものとする。ただし、指定管理者において相当の理由があり、かつ、県民の森の利用に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>追加〔平成一七年規則一五七号〕</p> <p>（利用の承認）</p> <p>第八条 指定管理者は、前条第一項の申込みを承認したときは、千葉県立県民の森宿泊施設等利用承認書（別記第二号様式）により、直ちにその旨を申込者に通知するものとする。</p> <p>追加〔平成一七年規則一五七号〕</p> <p>（利用の取消し及び変更）</p> <p>第九条 利用の承認を受けた者は、その利用を取り消し、又はその内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に申し出なければならない。</p> <p>追加〔平成一七年規則一五七号〕</p> <p>（行為の許可申請等）</p> <p>第十条 条例第十一条第一項各号に掲げる行為の許可（以下「行為の許可」という。）を受けようとする者は、千葉県立県民の森（販売・案内・写真撮影等）許可申請書（別記第三号様式）を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、行為の許可をしたときは、申請者に対し許可証（別記第四号様式）を交付するものとする。</p> <p>一部改正〔平成一七年規則一五七号・一七八号〕</p> <p>（利用の停止）</p> <p>第十一条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該利用者に対しその利用を停止することができる。</p> <p>一 条例第十一条第一項の規定による許可を受けないで、同項各号に掲げる行為をしたとき。</p> <p>二 条例第十一条第二項の規定による許可の条件に違反したとき。</p> <p>三 第四条各号に掲げる事項に違反したとき。</p> <p>四 利用者が伝染性疾患患者であつて、公衆衛生上害を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>追加〔平成一七年規則一五七号〕、一部改正〔平成一七年規則一七</p>	<p>民の森宿泊施設等利用申込書（別記第一号様式）により、指定管理者に申し込まなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれにより難いと指定管理者が認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の申込みは、指定管理者が知事の承認を受けて定める期間より前は、受け付けないものとする。ただし、指定管理者において相当の理由があり、かつ、県民の森の利用に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>追加〔平成一七年規則一五七号〕</p> <p>（利用の承認）</p> <p>第八条 指定管理者は、前条第一項の申込みを承認したときは、千葉県立県民の森宿泊施設等利用承認書（別記第二号様式）により、直ちにその旨を申込者に通知するものとする。</p> <p>追加〔平成一七年規則一五七号〕</p> <p>（利用の取消し及び変更）</p> <p>第九条 利用の承認を受けた者は、その利用を取り消し、又はその内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に申し出なければならない。</p> <p>追加〔平成一七年規則一五七号〕</p> <p>（行為の許可申請等）</p> <p>第十条 条例第十一条第一項各号に掲げる行為の許可（以下「行為の許可」という。）を受けようとする者は、千葉県立県民の森許可申請書（別記第三号様式）を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、行為の許可をしたときは、申請者に対し許可証（別記第四号様式）を交付するものとする。</p> <p>一部改正〔平成一七年規則一五七号・一七八号〕</p> <p>（利用の停止）</p> <p>第十一条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該利用者に対しその利用を停止することができる。</p> <p>一 条例第十一条第一項の規定による許可を受けないで、同項各号に掲げる行為をしたとき。</p> <p>二 条例第十一条第二項の規定による許可の条件に違反したとき。</p> <p>三 第四条各号に掲げる事項に違反したとき。</p> <p>四 利用者が伝染性疾患患者であつて、公衆衛生上害を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>追加〔平成一七年規則一五七号〕、一部改正〔平成一七年規則一七</p>

新

八号]

(休業日等)

第十二条 県民の森の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けてこれを変更することができる。

利用時間(宿泊施設を除く。)	午前九時から午後四時三十分まで(体育館にあつては、午後九時まで)
休業日	十二月二十九日から翌年の一月二日までの日

一部改正〔昭和六〇年規則二四号・平成二年一四号・一七年一五七号〕

(知事が管理する場合の特例)

第十三条 条例第十八条第一項の規定により知事が県民の森の管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第四条、第五条第一項又は第七条から第十二条までのいずれかに規定する業務が含まれるときにおけるこれらの規定及び別記様式の規定の適用については、第四条、第五条第一項、第七条第一項及び第八条から第十一条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条第二項中「指定管理者が知事の承認を受けて」とあるのは「知事が」と、「指定管理者において」とあるのは「知事において」と、第十二条の表以外の部分中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて」とあるのは「知事が特に必要があると認めるときは、」と、別記第一号様式中「千葉県立県民の森宿泊施設等利用申込書」とあるのはと、とあるのはと、別記第二号様式中「千葉県立県民の森宿泊施設等利用承認書」とあるのはと、「~~千葉県立~~ **県民の森指定管理者**」とあるのは「~~千葉県~~ **知事**」と、別記第三号様式中「千葉県立県民の森(販売・案内・写真撮影等)許可申請書」とあるのはと、とあるのはと、別記第四号様式中とあるのはとする。

2 条例第十八条第八項の規定による規則で定める場合及び規則で定めるものは、別表第二のとおりとする。

追加〔平成二二年規則一四号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年四月一日規則第十八号)

旧

八号]

(休業日等)

第十二条 県民の森の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けてこれを変更することができる。

利用時間(宿泊施設を除く。)	午前九時から午後四時三十分まで(体育館にあつては、午後九時まで)
休業日	十二月二十九日から翌年の一月二日までの日

一部改正〔昭和六〇年規則二四号・平成二年一四号・一七年一五七号〕

(知事が管理する場合の特例)

第十三条 条例第十八条第一項の規定により知事が県民の森の管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第四条、第五条第一項又は第七条から第十二条までのいずれかに規定する業務が含まれるときにおけるこれらの規定及び別記様式の規定の適用については、第四条、第五条第一項、第七条第一項及び第八条から第十一条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条第二項中「指定管理者が知事の承認を受けて」とあるのは「知事が」と、「指定管理者において」とあるのは「知事において」と、第十二条の表以外の部分中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて」とあるのは「知事が特に必要があると認めるときは、」と、別記第一号様式中「千葉県立県民の森宿泊施設等利用申込書」とあるのはと、とあるのはと、別記第二号様式中「千葉県立県民の森宿泊施設等利用承認書」とあるのはと、「~~千葉県立~~ **県民の森指定管理者**」とあるのは「~~千葉県~~ **知事**」と、別記第三号様式中「千葉県立県民の森(販売・案内・写真撮影等)許可申請書」とあるのはと、とあるのはと、別記第四号様式中とあるのはとする。

2 条例第十八条第八項の規定による規則で定める場合及び規則で定めるものは、別表第二のとおりとする。

追加〔平成二二年規則一四号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年四月一日規則第十八号)

新	旧
<p>この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和五十五年四月三十日規則第二十八号)</p> <p>この規則は、昭和五十五年五月一日から施行する。 附 則 (昭和六十年三月二十九日規則第二十四号)</p> <p>この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。 附 則 (平成二年三月二十七日規則第十四号)</p> <p>この規則は、平成二年四月一日から施行する。 附 則 (平成七年三月三十一日規則第三十四号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成九年二月二十八日規則第十六号)</p> <p>この規則は、平成九年四月一日から施行する。 附 則 (平成十一年十二月二十八日規則第八十九号)</p> <p>(施行期日)</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和五十五年四月三十日規則第二十八号)</p> <p>この規則は、昭和五十五年五月一日から施行する。 附 則 (昭和六十年三月二十九日規則第二十四号)</p> <p>この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。 附 則 (平成二年三月二十七日規則第十四号)</p> <p>この規則は、平成二年四月一日から施行する。 附 則 (平成七年三月三十一日規則第三十四号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成九年二月二十八日規則第十六号)</p> <p>この規則は、平成九年四月一日から施行する。 附 則 (平成十一年十二月二十八日規則第八十九号)</p> <p>(施行期日)</p>
<p>1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則 (平成十七年七月二十九日規則第百五十七号)</p> <p>(施行期日)</p>	<p>1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則 (平成十七年七月二十九日規則第百五十七号)</p> <p>(施行期日)</p>
<p>1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 (準備行為)</p> <p>3 改正後の千葉県立県民の森管理規則(以下「改正後の規則」という。)第三条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。</p> <p>4 前項の規定により指定管理者の指定をした旨の告示を行う場合の改正後の規則第三条の適用については、同条中「条例」とあるのは、「千葉県立県民の森設置管理条例の一部を改正する条例(平成十七年千葉県条例第六十四号)」</p>	<p>1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 (準備行為)</p> <p>3 改正後の千葉県立県民の森管理規則(以下「改正後の規則」という。)第三条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。</p> <p>4 前項の規定により指定管理者の指定をした旨の告示を行う場合の改正後の規則第三条の適用については、同条中「条例」とあるのは、「千葉県立県民の森設置管理条例の一部を改正する条例(平成十七年千葉県条例第六十四号)」</p>

新	旧																																
<p>による改正後の条例」とする。</p> <p>附 則（平成十七年十一月四日規則第七十八号） この規則は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十一年三月二十四日規則第十四号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第一（第六条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県民の森の名称</th> <th>施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県立内浦山県民の森</td> <td>総合センター宿泊室、キャビン、キャンプ場、 体育館、茶室、バーベキュー場、研修室、運 動広場及び野外音楽施設</td> </tr> <tr> <td>千葉県立清和県民の森</td> <td>ロッジ、キャンプ場、庭球場及びバーベキュー 場</td> </tr> <tr> <td>千葉県立船橋県民の森</td> <td>バーベキュー場及び運動広場</td> </tr> <tr> <td>千葉県立東庄県民の森</td> <td>庭球場、弓道場及びバーベキュー場</td> </tr> <tr> <td>千葉県立大多喜県民の森</td> <td>キャンプ場、キャビン及び研修館</td> </tr> </tbody> </table> <p>追加〔平成一七年規則一五七号〕、一部改正〔平成一七年規則一七 八号・二一年一四号〕</p> <p>別表第二（第十三条第二項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行事等</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民の日</td> <td>千葉県立内浦山県民の森（体育館に限る。） 千葉県立東庄県民の森（庭球場及び弓道場に 限る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>追加〔平成二一年規則一四号〕</p> <p>別 記 第一号様式 （第七条第一項） 追加〔平成一七年規則一五七号〕 第二号様式 （第八条） 追加〔平成一七年規則一五七号〕 第三号様式 （第十条第一項） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成7年34号・11年89号・17年157号〕</p>	県民の森の名称	施設の名称	千葉県立内浦山県民の森	総合センター宿泊室、キャビン、キャンプ場、 体育館、茶室、バーベキュー場、研修室、運 動広場及び野外音楽施設	千葉県立清和県民の森	ロッジ、キャンプ場、庭球場及びバーベキュー 場	千葉県立船橋県民の森	バーベキュー場及び運動広場	千葉県立東庄県民の森	庭球場、弓道場及びバーベキュー場	千葉県立大多喜県民の森	キャンプ場、キャビン及び研修館	行事等	施設	県民の日	千葉県立内浦山県民の森（体育館に限る。） 千葉県立東庄県民の森（庭球場及び弓道場に 限る。）	<p>による改正後の条例」とする。</p> <p>附 則（平成十七年十一月四日規則第七十八号） この規則は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十一年三月二十四日規則第十四号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第一（第六条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県民の森の名称</th> <th>施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県立内浦山県民の森</td> <td>総合センター宿泊室、キャビン、キャンプ場、 体育館、茶室、バーベキュー場、研修室、運 動広場及び野外音楽施設</td> </tr> <tr> <td>千葉県立清和県民の森</td> <td>ロッジ、キャンプ場、庭球場及びバーベキュー 場</td> </tr> <tr> <td>千葉県立船橋県民の森</td> <td>バーベキュー場及び運動広場</td> </tr> <tr> <td>千葉県立東庄県民の森</td> <td>庭球場、弓道場及びバーベキュー場</td> </tr> <tr> <td>千葉県立大多喜県民の森</td> <td>キャンプ場、キャビン及び研修館</td> </tr> </tbody> </table> <p>追加〔平成一七年規則一五七号〕、一部改正〔平成一七年規則一七 八号・二一年一四号〕</p> <p>別表第二（第十三条第二項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行事等</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民の日</td> <td>千葉県立内浦山県民の森（体育館に限る。） 千葉県立東庄県民の森（庭球場及び弓道場に 限る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>追加〔平成二一年規則一四号〕</p> <p>別 記 第一号様式 （第七条第一項） 追加〔平成一七年規則一五七号〕 第二号様式 （第八条） 追加〔平成一七年規則一五七号〕 第三号様式 （第十条第一項） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成7年34号・11年89号・17年157号〕</p>	県民の森の名称	施設の名称	千葉県立内浦山県民の森	総合センター宿泊室、キャビン、キャンプ場、 体育館、茶室、バーベキュー場、研修室、運 動広場及び野外音楽施設	千葉県立清和県民の森	ロッジ、キャンプ場、庭球場及びバーベキュー 場	千葉県立船橋県民の森	バーベキュー場及び運動広場	千葉県立東庄県民の森	庭球場、弓道場及びバーベキュー場	千葉県立大多喜県民の森	キャンプ場、キャビン及び研修館	行事等	施設	県民の日	千葉県立内浦山県民の森（体育館に限る。） 千葉県立東庄県民の森（庭球場及び弓道場に 限る。）
県民の森の名称	施設の名称																																
千葉県立内浦山県民の森	総合センター宿泊室、キャビン、キャンプ場、 体育館、茶室、バーベキュー場、研修室、運 動広場及び野外音楽施設																																
千葉県立清和県民の森	ロッジ、キャンプ場、庭球場及びバーベキュー 場																																
千葉県立船橋県民の森	バーベキュー場及び運動広場																																
千葉県立東庄県民の森	庭球場、弓道場及びバーベキュー場																																
千葉県立大多喜県民の森	キャンプ場、キャビン及び研修館																																
行事等	施設																																
県民の日	千葉県立内浦山県民の森（体育館に限る。） 千葉県立東庄県民の森（庭球場及び弓道場に 限る。）																																
県民の森の名称	施設の名称																																
千葉県立内浦山県民の森	総合センター宿泊室、キャビン、キャンプ場、 体育館、茶室、バーベキュー場、研修室、運 動広場及び野外音楽施設																																
千葉県立清和県民の森	ロッジ、キャンプ場、庭球場及びバーベキュー 場																																
千葉県立船橋県民の森	バーベキュー場及び運動広場																																
千葉県立東庄県民の森	庭球場、弓道場及びバーベキュー場																																
千葉県立大多喜県民の森	キャンプ場、キャビン及び研修館																																
行事等	施設																																
県民の日	千葉県立内浦山県民の森（体育館に限る。） 千葉県立東庄県民の森（庭球場及び弓道場に 限る。）																																

新	旧
第四号様式 (第十条第二項) 一部改正〔平成7年規則34号・17年157号〕	第四号様式 (第十条第二項) 一部改正〔平成7年規則34号・17年157号〕